

# 東法連ニュース

2023年  
(令和5年)  
2月号  
第432号

一般社団法人 東京法人会連合会 © 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL 03-3357-0771 (代) URL : <http://www.tohoren.or.jp> Mail : [info@tohoren.or.jp](mailto:info@tohoren.or.jp)

## 単位会の会員増強策・ 退会防止策に関する表彰 江戸川北法人会を最優秀賞会に選定

### 組織委員会



あいざつする  
齊藤政二委員長

令和4年度第  
2回組織委員会  
(齊藤政二委員  
長・大森法人会  
会長) 及び同委

員会連絡協議会が、12月20日、グラ  
ンドヒル市ヶ谷で開催され、単位会  
の会員増強策・退会防止策に関する  
表彰の審査を行うとともに令和4年  
度の会員勸奨状況を踏まえ今後の課  
題について審議した。

### 最優秀賞は江戸川北法人会

表彰は8月24日の第1回組織委員  
会及び9月27日の第2回理事会で承  
認されたもので、今回が初めてであ  
り、15単体会から応募があった。審  
査方法は、東法連組織委員会が審査  
員(出席者10名)となり投票を行い、  
合計点数の多い順に各賞を決定し  
た。投票は各審査員が優秀な施策と  
考える上位3事例に1位3ポイント、



会員勸奨状況を審議する組織委員会

2位2ポイント、  
3位1ポイント  
を付与した。そ  
の結果、江戸川  
北法人会が最優  
秀賞に、特別賞  
に豊島法人会が  
輝いた。優秀賞  
を加えた受賞会  
は一覧表のとお  
り。なお、表彰  
式は3月8日開

催予定の第3回  
組織委員会の席  
上で行い、併せて最優秀賞、特別賞  
の2会には表彰対象事例について披  
露していただく予定である。

### 10月末東法連会員数は前月比 プラス112社(令和3年11月以来)

東法連の令和4年10月末現在の会  
員数は約11万4千社で、前年同月比

で約2千4百社の減少となった。長  
期的な減少傾向は続いているものの、  
令和3年度は5千社を超える減少が  
続いていたが、令和4年度は月2千  
社台の減少にとどまっている。

また、10月末の会員数は、前月比  
でみるとプラス112社となり、プ  
ラスに転じたのは令和3年11月以来  
である。会員増強月間であることも  
プラス要因と思われるが、会員勸奨  
数も前年比プラス142件と大幅に  
改善しつつある。

なお、組織委員会終了後に行われ  
た同委員会連絡協議会では組織委員  
会審議事項の報告及び会員増強策・  
退会防止策に関する表彰に対し、各  
単体会から応募があった数多くの事  
例を印刷物で紹介した。

### 令和4年度 会員増強策 退会防止策に関する表彰受賞会

- 【最優秀賞】 江戸川北法人会
- 【特別賞】 豊島法人会
- 【優秀賞】 (法人会順)  
芝法人会  
麻布法人会  
東村山法人会

## 所得税関係

### (1)NISA制度の恒久化

NISA制度について、恒久化し、期限を撤廃しました。また、一般NISAとつみたてNISAを統合した上で、つみたて投資枠と成長投資枠が設けられます。なお、新NISA制度は2024年からとなり、2023年中は旧制度の適用となります。概要を比較すると次の通りです。

	つみたてNISA	一般NISA	新NISA
実施期間	2042年まで	2023年まで	2024年から恒久化
非課税保有期間	最大20年間	最大5年間	期限の制限なし
累計の非課税投資可能額	800万円	600万円	1,800万円 (内成長投資枠1,200万円)
年間投資可能額	40万円	120万円	つみたて投資枠120万円 成長投資枠240万円

ジュニアNISAは、2023年までで終了となります。新NISA制度は18歳以上が利用できます。

### (2)極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

基準所得金額から3億3千万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が、その年分の基準所得税額を超える部分について、所得税を課税する制度が創設されます。

基準所得金額とは、その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額です。基準所得税額とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額です。なお、基準所得金額には、源泉分離課税の対象となる所得金額及びNISA制度で非課税となる額は含まれません。2025年から適用されます。

### (3)エンジェル税制の改正

エンジェル税制については、投資した金額について、その年の株式の譲渡所得から控除できる部分については従来通りですが、株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。従来は課税の繰り延べだったものが20億円の非課税枠を設けた形です。

### (4)特定中小会社設立時発行株式に関する控除制度

特定の中小会社の設立時に払い込んだ金額について、その取得をした年の株式の譲渡所得から控除できる制度が創設されます。また、その株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。エンジェル税制との選択適用となります。

### (5)ストックオプションの改正

ストックオプション税制の株式の権利行使時期が、付与決議の日から2年超かつ10年以内から、2年超かつ15年以内に延長されます。

## 消費税関係

### (1)売上税額の2割で消費税を計算できる特例

免税事業者が登録申請した場合、インボイス制度導入後3年間は、8割の仕入税額控除が認められます。つまり、売上税額の2割だけを納税することになります。

### (2)1万円未満にはインボイスを不要とする特例

基準期間の課税売上高1億円以下又は特定期間の課税売上高5千万円以下である事業者が、インボイス制度導入後6年間の課税仕入について支払対価が1万円未満である場合には、帳簿のみの保存で税額控除を認められます。

### (3)適格返還請求書の交付義務の免除の特例

売上に係る対価の返還が税込み1万円未満の場合は、適格返還請求書の交付義務が免除されます。事実上、振込手数料分の値引きに対する特例です。

### (4)登録申請書の提出期限の変更

2022年10月1日から登録したい場合に、2022年3月末までに申請が必要という取り扱いが事実上なくなります。

## 国際課税

### (1)グローバル・ミニマム課税への対応

特定多国籍企業グループ等に属する法人に対して、国際最低課税額に対する法人税を課税する仕組みを創設します。2024年4月以後開始する対象会計年度から適用されます。

### (2)外国子会社合算税制等の見直し

外国子会社合算税制について、特定外国関係会社の税負担割合が27%以上(現行は30%以上)である場合には適用が免除されることとなります。2024年4月以後に開始する事業年度から適用されます。

### (3)非居住者のカジノ所得の非課税制度の創設

非居住者の2027年から2031年までの間の課税所得については所得税を課さない取扱いが創設されます。

## 納税環境整備

電子帳簿保存制度に関して見直しを行います。①過少申告加算税の軽減対象となる優良な電子帳簿の範囲について明確化されます。2024年1月以後に申告期限等が到来する国税に適用されます。②スキャナ保存制度について、解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件は廃止されます。記録事項の入力者等に関する確認要件が廃止されます。相互関連性要件については、契約書・領収書等の重要書類に限定されます。2024年1月以後に保存が行われる国税関係書類に適用されます。③電子取引について、判定期間における売上高が5千万円以下である保存義務者と電磁的記録の出力書面を用意し、かつ電磁的記録を行う者については、検索要件の全てを不要とします。2024年1月以後に行う電子取引について適用されます。

## 防衛力強化に係る 財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、2024年以降の適切な時期を施行時期として、2027年度までに段階的に実施されます。

①法人税額に対し、税率4~4.5%の付加税を課すこととされます。ただし、課税標準となる法人税額から500万円が控除されます。②所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課すこととし、一方で、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間が延長されます。③たばこ税については、一本あたり3円の引上げが、段階的に実施されます。

☆記事内容についてのお問合せは…  
TIS税理士法人  
税理士 飯田 聡一郎  
TEL: 03-5363-5958  
FAX: 03-5363-5449  
HP: <http://www.ida-office.jp/>

東京法人会連合会

## 令和5年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言一部実現—

### ～中小企業向けの軽減税率や投資促進税制、経営強化税制の2年延長、インボイス制度における各種特例措置など～

政府は、令和4年12月23日に令和5年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例期限の延長は実現され、インボイスについては影響が大きい改正となりました。また、NISAや相続時精算課税制度、電子帳簿保存法も改正され注目論点が多い年となっています。主な内容をお知らせします。

## 法人税関係

### (1) オープンイノベーション促進税制の見直し

対象となる特定株式について、発行法人以外からの購入により取得して議決権の過半数を有することになる場合まで拡大されました。従来の払込みによる場合の上限額は引き下げられています。

	払込みによる取得	発行法人以外からの購入
投資金額の下限額	大企業1億円以上 中小企業1千万円以上 海外企業5億円以上	5億円以上 海外企業は対象外
投資金額の上限額	50億円	200億円
特定事業活動の継続期間	3年	5年

### (2) 研究開発税制の見直し

一般試験研究費の額にかかる税額控除制度については、下限を2%から1%に引き下げ、上限を10%から14%に引き上げ、適用期限は3年間延長されます。試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上乗せの特例の適用期限は3年間延長されます。

中小企業技術基盤強化税制については、増減試験研究費割合が12%を超える場合に引き上げられます。税額控除率の12%に、増減試験研究費割合から12%を控除した割合に0.375を乗じた割合を加算します。試験研究費割合が10%超の場合の上乗せ措置については従来通りです。

特別試験研究費に対する税額控除制度については、①対象となる特別試験研究費の額に、特別新事業開拓事業者との共同研究及び特別新事業開拓事業者への委託研究に係る試験研究費の額を加えられます。税額控除率は25%とされます。②対象となる特別試験研究費の額に、一定の要件を満たす新規高度研究業務従事者に対する人件費が含まれます。税額控除率は20%とされます。③対象となる特別試験研究費の範囲から、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る試験研究費が除外されます。

### (3) 中小企業等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例期限は2年間延長されます。

### (4) 中小企業投資促進税制の見直し

中小企業投資促進税制については、コインランドリー等を利用した節税を除外して2年間延長されます。

### (5) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特例

中小企業経営強化税制について、コインランドリー業(主要な事業であるものを除く)又は暗号資産マイニングを委託している場合などを除外して2年間延長されます。

## 相続税・贈与税関係

### (1) 相続時精算課税制度についての見直し

相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、従来の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとなります。さらに、特定贈与者の死亡の際の相続税の課税価格に加算となる額は、基礎控除額を控除した残額とされます。

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の不動産について、災害等によって被害を受けた場合は、相続税の課税価格への加算となる額は、贈与時の価額から被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とされます。

2024年分の贈与から適用されます。

### (2) 生前贈与加算の期間の見直し

相続税の生前贈与加算される期間が、3年以内から7年以内に変更されます。なお、3年以内に贈与された財産以外については、財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が課税価額に算入されます。

2024年以後贈与により取得する財産から適用されます。

### (3) 教育資金贈与の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、次の変更を加えて、適用期限が3年間延長されます。①贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は、常に課税対象とされます。②受贈者が30歳に達した場合等において、贈与税が課されるときは、一般税率が適用されます。③教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等が加えられます。

2023年4月以後の教育資金について適用されます。

### (4) 結婚・子育て資金贈与の見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、受贈者が50歳に達した場合等において、贈与税が課されるときは、一般税率が適用されることにした上で、適用期限が2年間延長されます。

2023年4月以後の贈与について適用されます。

## インボイス制度の周知と早期登録促進

### 東京国税局課税第二部幹部と連絡協議会を開催

東法連では、昨年12月19日、東京国税局特別会議室において、東京国税局課税第二部幹部との連絡協議会を開催した。

当日、東京国税局から、山本昌平課税第二部長、渡部高久課税第二部長、蝶名林守法人課税課長、田中健二消費税課長ほか法人課税課職員が出席、東法連からは、副会長5名と専務理事が出席した。

会議の冒頭、山本部長のあいさつでは、東法連が実施したインボイス制度のアンケートから現状を知ることができ、周知・広報の改善が図れたとして、東法連の活動に対し謝意が表された。11月末時



東京国税局側出席者



法人会側出席者

点で課税事業者のインボイス制度登録件数が58・4%となつ

たことや、今後、取引先に対する準備作業などが発生することとなるので、引き続き早期登録への協力さらに免税事業者への周知についても協力依頼があった。

東法連のあいさつでは、飯野光彦副会長(北沢法人会会長)から、

### 財政健全化のための健康経営プロジェクト

#### 「法人会版健康経営宣言書」東法連青連協が提出協力を呼びかけ

法人会青年部会は、令和元年度から国の財政健全化のための健康経営プロジェクトを推進している。全国の部会員企業、会員企業が「健康経営」に取り組むことで、企業の活力向上による税収増と社会保障給付費を抑制するため医療費の適正化に貢献することを指すものである。

具体的には、3万名の部会員、75万社の法人会会員に対し、「法人会版 健康経営宣言書」の提出を呼びかけているもので、特に青

東法連並びに各法人会は税務関係団体として、国税局の手が届きにくいところに積極的に協力し、今後も納税意識の向上や地域社会貢献活動など公益事業を発展させた。そのためには組織基盤の強化が何よりも重要なことから、会員増強について、直接間接の支援を要請した。

続いて、事務局長から税関連事業を中心に東法連の公益事業につ

年部会に対しては県連別に部会員の33%の目標数値が設定されている。

東法連青連協には1410件の目標数値が示され、昨年12月末時点で402件・進捗率28・4%となっている。この状況を受けて同年12月に開催された東法連青連協役員会において酒井透東法連青連協会長(青梅法人会理事)から、他県連に比べて東京は出遅れ感が否めず、青年部役員が率先して提出の音頭を取り目標達成に向け取り組んでほしいとの言及がなされた。役員会に先立ち、昨年9月開催の東法連理事会でも、同東法連青連協会長から、東法連理事へ協力要請があった。

いて説明した。その後の意見交換では、10月から始まるインボイス制度について、法人の課税事業者に対する早期登録を一層進めることに加えて、今後、免税事業者への理解や周知の遅れが懸念されるため、確定申告期以降何らかの対応を取り始める必要があるのではないかなど具体的な内容まで及び、相互に直近の動きを紹介しながら活発な議論が交わされた。

全法連では宣言書について、記入式(従来版)と選択式(簡易版)の二種類を用意している。同東法連青連協会長は、宣言書の提出にあたっては内容をあまり難しく考えず、まずは簡易版を利用するなどして身近で取り組みやすい内容からスタートを切ってほしい、さらに、青年部会に限らず広く会員企業にも提出をお願いしたい、と話している。

※全法連「健康経営宣言書」へのリンクには、東法連ホームページのトップのローテーションボタン又は下記の「QRコード」をご利用ください。

